

I こども・女性・障害者支援センターの概要

1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

2. センターの支援内容

（１）こどもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満のこどもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術が必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

（２）女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や男女を問わずDV被害者からの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っている。

（３）障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援も行っている。

（４）こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気にに関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

3 相談窓口の管轄区域

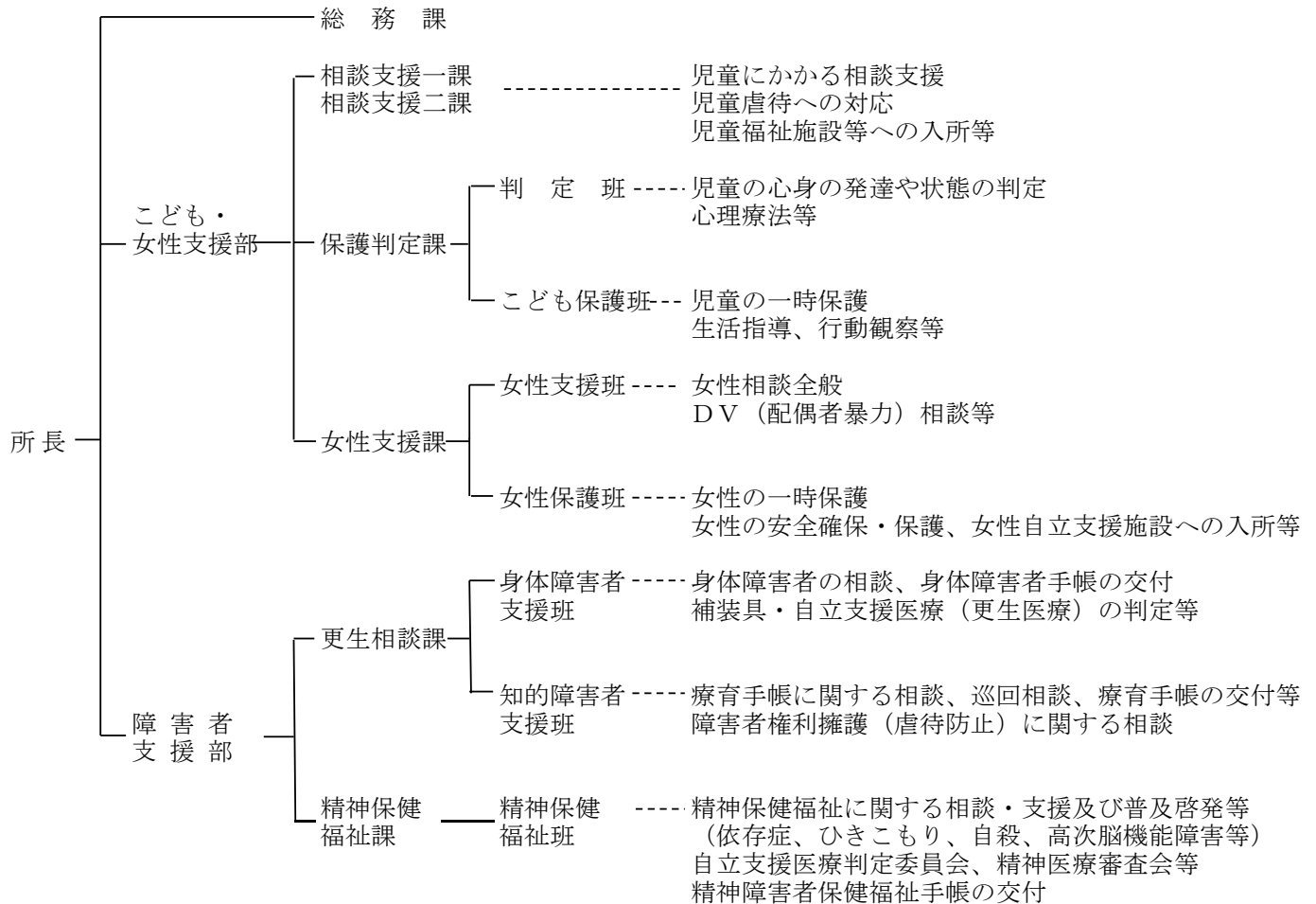
長崎子ども・女性・障害者支援センター……… ☐

佐世保子ども・女性・障害者支援センター……… ☒

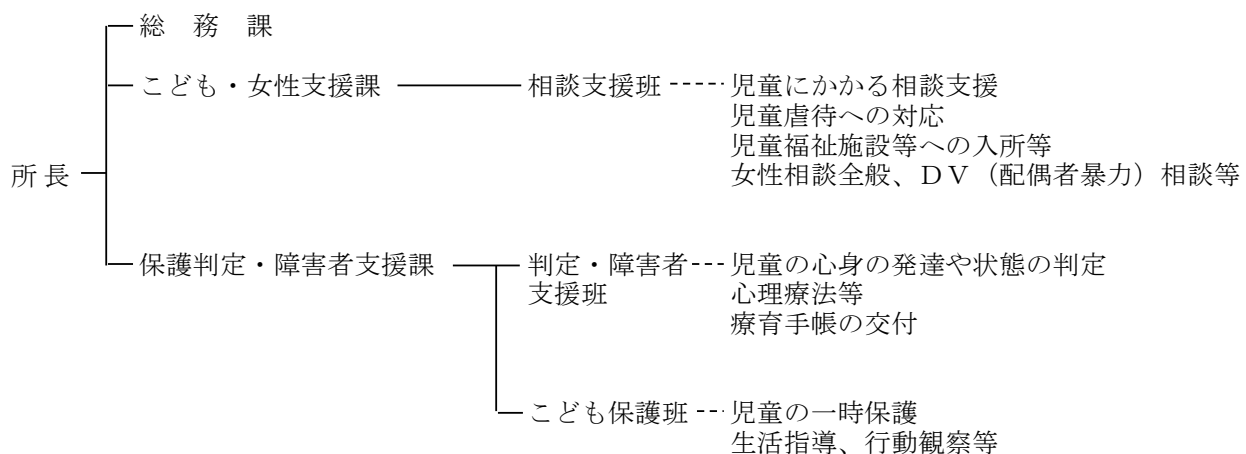
	「児童相談所に関する相談」	「女性自立支援施設センター部門」	「DV（配偶者暴力）相談」	「配偶者暴力相談支援センター部門」	「知的障害者更生相談所部門」「身体障害／知的障害に関する相談」	「障害者権利擁護センター部門」	「精神保健福祉センター部門」「心の健康相談」	「高次脳機能障害支援センター部門」	「ひきこもり地域支援センター部門」
長崎市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
島原市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
諫早市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
大村市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
五島市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
西海市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
雲仙市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
南島原市	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
西彼杵郡長与町	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
西彼杵郡時津町	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
南松浦郡新上五島町	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
佐世保市	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
平戸市	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
松浦市	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
対馬市	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
壱岐市	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
東彼杵郡東彼杵町	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
東彼杵郡川棚町	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
東彼杵郡波佐見町	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
北松浦郡小値賀町	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
北松浦郡佐々町	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐

4. 組織

○長崎こども・女性・障害者支援センター



○佐世保こども・女性・障害者支援センター



○佐世保こども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R7.4.1現在

所 長 (社)	次 長 (事)	総務課				計
		課 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用	
					事 務	
1	1	[1]	1	1	1	5

こども・女性支援課											計
課 長（社）	相談支援班										
	専門幹（社）SV	係長（社）SV	係長SV以外	児童福祉司	女性相談ケースワーカー	任用					
						児童相談協力員	里親支援員	児童虐待安全確認業務員	女性相談支援員	事務	
1	1	2	1	12	1	1	1	1	1		23
0	1	2	0	9	1						

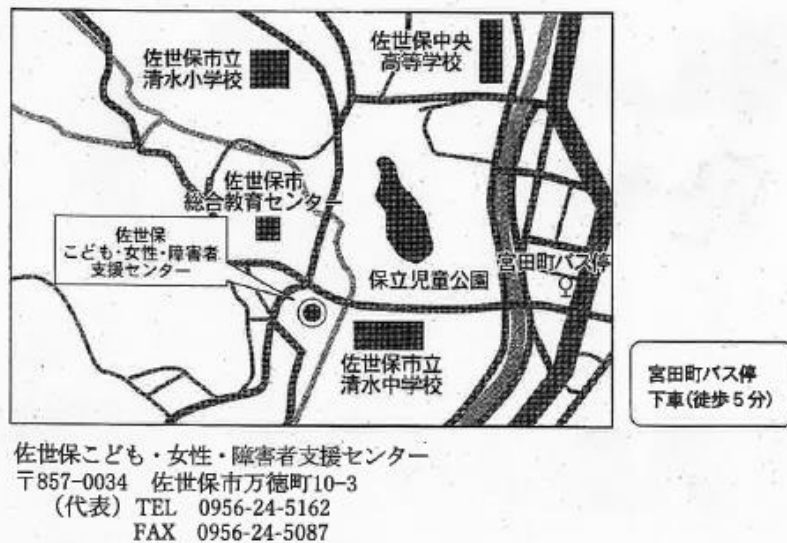
※下段は児童福祉司任用有資格者数

保護判定・障害者支援課														係 長（保）	計	兼務 保健 所	所 属 計
課 長（社）	判定・障害者支援班					こども保護班											
	係 長（社）	児童心理 司	任用		嘱 託 医	専 門 幹（社）	係 長（事）	児 童 指 導 員	個 別 対 応 職 員	保 育 士	看 護 師	心 理 療 法 担 当 職 員	任用				
			事 務	知的障 害者判 定 事務員									宿 日 直 業 務 員				
1	2	4	1	1	[5]	1	2	2	1	0	1	1	9	[1]	26	[10]	54

※ は会計年度任用職員及び嘱託医

22 名

6 所在地



7 資料

(1) 管内概況

令和7年4月30日現在

区分 管内郡市別	総人口 (6. 10. 1)	18歳未満 (6. 10. 1)	児 童		療育手帳 所持者 (7. 3. 31)	身体障害者 手帳所持者 (7. 3. 31)	う ち 障 害 別				精神障害者 手帳所持者 (7. 3. 31)	女 性 相 談 件 数 (7. 3. 31)
			相 談 件 数 (7. 3. 31)	施設入所 (7. 3. 31)			視 覚	聴・音・平	肢 体	内 部		
長 崎 市	388,490	51,432	1,956	27	4,682	20,075	1,457	2,952	8,538	7,128	6,079	1,400
島 原 市	40,841	6,063	157	3	574	2,097	166	217	978	736	378	50
諫 早 市	131,231	20,736	668	7	1,696	5,436	417	587	2,517	1,915	1,321	140
大 村 市	97,634	18,163	813	6	1,375	3,807	234	475	1,696	1,402	1,167	140
五 島 市	31,928	3,927	167	2	600	1,829	167	208	844	610	534	41
西 海 市	24,268	3,134	93	0	433	1,525	99	177	715	534	236	5
雲 仙 市	39,049	5,662	151	0	666	2,212	164	187	1,139	722	349	37
南 島 原 市	38,515	5,078	120	0	621	2,324	167	239	1,133	785	386	19
市 計	791,956	114,195	4,125	45	10,647	39,305	2,871	5,042	17,560	13,832	10,450	1,832
西 彼 杵 郡	67,933	11,904	311	5	674	2,709	201	336	1,152	1,020	585	117
南 松 浦 郡	15,737	1,629	44	0	346	985	75	95	484	331	210	2
郡 計	83,670	13,533	355	5	1,020	3,694	276	431	1,636	1,351	795	119
佐 世 保 市	230,226	34,616	1281	22	3,150	11,835	831	1,290	5,467	4,247	2,870	578
平 戸 市	26,993	3,657	163	1	473	1,929	148	243	896	642	310	25
松 浦 市	19,606	2,733	80	2	366	1,312	81	166	657	408	187	23
対 馬 市	25,975	3,347	79	0	397	1,966	90	410	857	609	321	4
壱 岐 市	22,736	3,332	68	2	424	1,394	73	172	666	483	248	18
市 計	325,536	47,685	1,671	27	4,810	18,436	1,223	2,281	8,543	6,389	3,936	648
東 彼 杵 郡	33,710	5,054	163	0	585	1,877	139	200	926	612	305	88
北 松 浦 郡	15,833	2,875	97	3	185	652	43	78	293	238	145	60
郡 計	49,543	7,929	260	3	770	2,529	182	278	1,219	850	450	148
県 外			199	3	0	0	0	0	0	0	0	140
そ の 他 (不 明)			25	0	0	0	0	0	0	0	0	86
合 計	1,250,705	183,342	6,635	83	17,247	63,964	4,552	8,032	28,958	22,422	15,631	2,973

※児童相談件数の郡市別は保護者の居住の区分による。「その他(不明)」は保護者のないもの(施設入所児)。

(県内全域) (県内全域)

※女性相談件数の「その他(不明)」は住所不明

※「聴・音・平」ー聴覚・音声・平衡・障害 内部ー心臓ほか

(2) 沿 革

中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所		女性相談支援センター・女性自立支援施設		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11 24. 8 28. 7	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を借用して中央児童相談所を発足 同上隣接地に庁舎新築 長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転	昭和 32. 4. 1 32. 7.27	「売春防止法」施行 「長崎県婦人相談所の名称位置及び管轄区域を定める条例」施行 「長崎県婦人相談所」を長崎市東中町40番地（長崎県社会福祉協議会内）に開設 長崎市立山町旧県庁舎内に移転 長崎市東中町40番地の新庁舎に移転 「長崎県婦人保護施設設置条例」公布	昭和 27. 2 28. 7	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足 長崎市竹の久保町387番地に移転		
37. 4	2係1室制施行 (庶務係、相談判定係、児童福祉司室)	32,12.10 33. 5. 7 33. 7.10		35.10	長崎精神薄弱者更生相談所を併設発足	昭和 40. 6.30	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生センター設置が規程される
39. 4	組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)					44.10. 1	長崎県精神衛生センターを諫早市栄田町26-49に設置（専任職員3名・所長兼任）
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転併設			41. 4	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設	54. 4. 1	所長が専任となる
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			48. 4	佐世保身体障害者更生相談所の設置に伴い名称を長崎身体障害者更生指導所と変更し管轄区域を改正	59. 4. 1	精神衛生相談専用の「こころの電話」設置
46. 5	庁舎全面改築竣工			56. 9	長崎市茂里町3番24号に新築移転	63. 7. 1	精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称
58. 5	テレホン相談開設					7. 7. 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係					9. 4.. 1	大村市西三城町12（旧大村保健所）へ移転
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 13.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）機能を指定	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	14. 4. 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付 法45条の精神障害者保健福祉手帳の交付 精神医療審査会業務
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	14. 4. 1		18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い 視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置		
平成 19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転						
19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置						
22.4.1	組織改正 2部6課制（総務課、こども・女性支援部（相談支援課、保護判定課、女性支援課（新設））、障害者支援部（更生相談課、精神保健福祉課））						
23.4.1	組織改正 障害者支援部 更生相談課（身体障害者支援班、知的障害者支援班）・精神保健福祉課（精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班）						
25.4.1	障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置						
31.4.1	組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班（1班体制）						
令和 2.4.1	組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に（2課体制）						
6.4.1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行により「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に名称変更						

佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所		佐世保知的障害者更生相談所			
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を借用して佐世保児童相談所を発足			昭和 35.10	佐世保児童相談所内（佐世保市上町）に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世保分室を開設		
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮庁舎新築						
26. 2	同市上町に庁舎新築移転						
35.10	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内に併設						
37. 4	2係1室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）						
39. 4	組織改正3課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）						
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世保精神薄弱者更生相談所として独立させ所内に併設			41. 4	同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者更生相談所として分離独立		
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係						
48. 4	佐世保市万徳町10－3に新庁舎竣工移転			昭和 48. 4	長崎県身体障害者更生指導所より分離独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣工移転に合わせ、同児童相談所内（佐世保市万徳町10番3号）に佐世保身体障害者更生相談所を設置発足業務開始	48. 4	佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より独立して所内に併設						
58. 5	テレホン相談開設	48. 6					
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係						
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世保知的障害者更生相談所に名称変更		
平成19.4 佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合							
21.4.1 組織改正4課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、こども保護判定課（判定班 こども保護班）、障害者支援課）							
令和 4.4.1 組織改正3課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、保護判定・障害者支援課（判定・障害者支援班 こども保護班））							
令和 5.5 敷地内に新庁舎竣工							